

射水市建設工事に係る低入札価格調査制度実施要領新旧対照表

現 行	改 正 案																
<p>第1条～第2条 省 略</p> <p>(調査基準価格)</p> <p>第3条 適用工事の入札に当たり予定価格設定権者は、予定価格の他に、相手方となるべき者が入札をする価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の価格(以下「調査基準価格」という。)を定め、調査基準価格決定書にその価格を記載する。</p> <p>2 調査基準価格は、個別の適用工事の入札ごとに、予定価格算出の基礎となる次の表の左欄に掲げる費用に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、当該合計額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額(以下「上限額」という。)を超える場合は上限額を、予定価格に10分の7を乗じて得た額(以下「下限額」という。)に満たない場合は下限額を調査基準価格とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">直接工事費</td> <td style="text-align: center;">100分の95</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費</td> <td style="text-align: center;">100分の90</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td style="text-align: center;">100分の80</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td style="text-align: center;">100分の55</td> </tr> </table> <p>第4条～第13条 省略</p> <p>(低入札価格審査会の設置)</p> <p>第14条 第9条第2項に定める審査を行うため、低入札価格審査会を設置するものとし、その構成員は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長 行政管理部長</p> <p>(2) 副会長 都市整備部長、上下水道部長、行政管理部次長、都市整備部次長、上下水道部次長、検査室長、当該工事設計担当部次長</p> <p>(3) 委員 当該工事設計担当課長、契約担当課長</p> <p>第15条以下 省 略</p>	直接工事費	100分の95	共通仮設費	100分の90	現場管理費	100分の80	一般管理費	100分の55	<p>第1条～第2条 省 略</p> <p>(調査基準価格)</p> <p>第3条 適用工事の入札に当たり予定価格設定権者は、予定価格の他に、相手方となるべき者が入札をする価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の価格(以下「調査基準価格」という。)を定め、調査基準価格決定書にその価格を記載する。</p> <p>2 調査基準価格は、個別の適用工事の入札ごとに、予定価格算出の基礎となる次の表の左欄に掲げる費用に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、当該合計額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額(以下「上限額」という。)を超える場合は上限額を、予定価格に10分の7を乗じて得た額(以下「下限額」という。)に満たない場合は下限額を調査基準価格とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">直接工事費</td> <td style="text-align: center;">100分の95</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費</td> <td style="text-align: center;">100分の90</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td style="text-align: center;">100分の90</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td style="text-align: center;">100分の55</td> </tr> </table> <p>第4条～第13条 省略</p> <p>(低入札価格審査会の設置)</p> <p>第14条 第9条第2項に定める審査を行うため、低入札価格審査会を設置するものとし、その構成員は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長 行政管理部長</p> <p>(2) 副会長 都市整備部長、上下水道部長、行政管理部次長、都市整備部次長、上下水道部次長、当該工事設計担当部次長</p> <p>(3) 委員 当該工事設計担当課長、契約担当課長</p> <p>第15条以下 省 略</p> <p>附 則</p> <p style="margin-left: 20px;">この告示は、平成28年4月1日から施行する。</p>	直接工事費	100分の95	共通仮設費	100分の90	現場管理費	100分の90	一般管理費	100分の55
直接工事費	100分の95																
共通仮設費	100分の90																
現場管理費	100分の80																
一般管理費	100分の55																
直接工事費	100分の95																
共通仮設費	100分の90																
現場管理費	100分の90																
一般管理費	100分の55																